

SHINPU



社会保険新報

2025.8

No.897



真夏のレインボーブリッジとお台場周辺（港区）



INDEX

- 協会けんぽ東京支部 マイナ保険証を使用しましょう！（P2）ヘルスリテラシーを身につけましょう！（P3）
- 日本年金機構 「オンライン事業所年金情報サービス」（P4）「オンラインサービス」（P5）公式SNSの活用（P6）
- 実務に役立つ！ 就業規則の作成義務（P7）
- 東京社会保険協会

会場型	年金シニアライフセミナー	会場型	年末調整の基礎知識
チケット	あの素晴らしい歌をもう一度コンサート2025東京	レジャー施設	FUJIYAMA net クラブ/入会案内（P8）

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

マイナ保険証を使用しましょう！

令和7年12月2日より健康保険証は使用できなくなります。12月2日以降もスムーズに医療機関を受診できるよう、マイナ保険証の登録が済みでない方は、早めに登録しましょう。

※マイナ保険証とは、保険証として利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

マイナ保険証についてはこちら



《令和7年12月1日までの受診》



健康保険証



マイナ保険証



資格確認書

《令和7年12月2日以降の受診》



マイナ保険証



資格確認書

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、**事前に登録が必要です！**



カードリーダーから登録する

1

医療機関・薬局の窓口等にある顔認証付きカードリーダーに、マイナンバーカードを置く。

2

画面の案内に沿って手続きする。



スマートフォンから登録する

1

「マイナポータル」アプリをインストールする。

2

マイナンバーカードを読み取る。

3

「健康保険証」をタップする。

4

「マイナンバーカードを健康保険証として利用する」にチェックする。



セブン銀行ATMから登録する



マイナンバーカードの電子証明書には、有効期限があります。

登録方法は
こちら
厚生労働省
ホームページ



更新方法は
こちら
デジタル庁
ホームページ



マイナンバーカードをまだお持ちでない方は？

マイナンバーカードを持っていない、資格確認をする際に家族や介助者等が同行する必要があるなど、マイナ保険証による受診ができない方は**資格確認書**をご利用ください。

Q 資格確認書とは？

A マイナ保険証を利用できない方が医療機関等を受診する際に提示するものです。

Q どうやって入手するの？

A 「資格確認書交付申請書」を協会けんぽに提出してください。

「資格確認書交付申請書」はこちら



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

ヘルスリテラシーを身につけましょう！

健康や病気に関する情報があふれている今、皆様はどのように情報を集め、健康づくりを実践していますか？ 間違った情報に流されず、「この情報って本当に正しいの？」と一度考え、**正しい知識を身につけることが健康を守る第一歩**になります。

健康な生活のために、ヘルスリテラシーを身につけましょう。

ヘルスリテラシーとは

〈東京都医師会ホームページから引用〉

「健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力」のことです。自分の身体について考え、沢山の健康情報の中から適切な情報を見極めて使いこなすこと。この力を向上させることが、病気の予防や健康寿命の延伸につながります。

詳しくはこちら
東京都医師会
ホームページ



💡ヘルスリテラシーを高めるポイント💡

STEP 1

知る

年に1度の健診は、自分の身体の状態を知るチャンスです。ぜひ受診してください。



STEP 2

調べる

健康に関する正しい情報を調べることは、病気の予防や適切な治療につながります。インターネットや書籍を活用する際には、情報の正確さや信頼性を確認することが大切です。

STEP 3

実践する

食事・運動・睡眠など、まずは身近なところから日々の生活習慣を見直してみましょう。



STEP 4

相談する・伝える

自分に合った医療や制度を利用するためにも、医師や薬剤師などの専門職に気軽に相談することが大切です。相談しやすい「かかりつけ医」をもったり、診察の前に伝えたいことをメモしておいたりすることで、自分の健康と向き合うことができます。

協会けんぽ東京支部 LINE公式アカウント 友だち募集中！

友だち追加方法

- ・ 右の二次元コードから読み取り
- ・ アカウント名「協会けんぽ東京」で検索
- ・ ID「@kenpo_tokyo」で検索



健康づくり等、役立つ情報を配信します！



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで



「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用ください

「オンライン事業所年金情報サービス」とは、事業主が毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書を**オンラインで受け取れるサービス**です。利用には、GビズIDまたは電子証明書が必要です。利用方法等の詳細は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

「オンライン事業所年金情報サービス」で受取可能な主な情報



名称	内容
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付している事業主に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせします。
社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額をお知らせします。
被保険者データ	届書作成プログラムで届書を作成するための事業所と被保険者の情報です。 ※届書作成プログラムは、日本年金機構がホームページ上で無料で提供している、届書を簡易に作成・申請できるソフトウェアです。
決定通知書	提出された届書に基づき、日本年金機構で処理を行った結果を通知します。

「オンライン事業所年金情報サービス」を利用する主なメリット



💡 連絡不要で、定期的に受け取りが可能

1度の申し込みで、定期的に必要な情報や通知書が受け取れます。これまでのように情報が必要となるたびに、年金事務所への連絡はいりません。

💡 紙よりも早く受け取りや確認が可能

たとえば、社会保険料額情報は、郵送よりも1週間程度早く受け取りや確認ができます。

💡 いつでも、どこでも確認が可能

24時間・365日オンラインで確認ができます。また、担当者間での情報共有が容易になります。

💡 簡単に電子申請が可能

被保険者データを届書作成プログラムに取り込むことで、簡単に届書データの作成や電子申請ができます。



電子証明書をお持ちの事業主や社労士も利用可能に！

事業主については、GビズIDをお持ちの場合に限り「オンライン事業所年金情報サービス」を利用できましたが、**令和7年1月からは電子証明書をお持ちの方も利用可能**となりました。また、社会保険労務士も、被保険者データの受け取りが可能です。委託関係の確認のため、提出代行証明書を添付し、データが必要な都度、お申し込みください。

詳細は



日本年金機構

Japan Pension Service



オンライン事業所年金情報サービス

検索

に掲載しています。

社会保険の手続きは、「オンラインサービス」をご利用ください

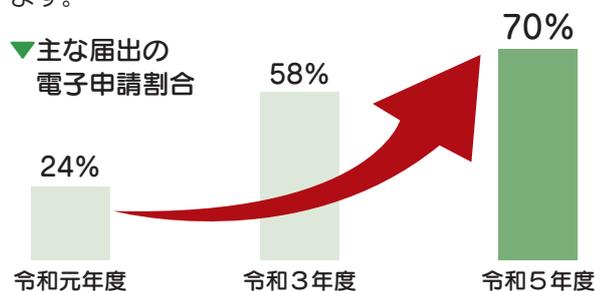
資格取得届、算定基礎届等の社会保険の手続きに「オンラインサービス」を利用すると、**業務効率化**や**コスト削減**ができます。登録方法や操作等の詳細は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

「オンラインサービス」の種類



電子申請

資格取得届や算定基礎届等の社会保険（健康保険・厚生年金保険）の手続きを、e-Govやマイナポータルを使って、**オンラインで申請・届出**できます。



※資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届

オンライン事業所年金情報サービス

毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書を**オンライン**で受け取れます。

受け取れる情報

【保険料関係の情報・通知書】

- 保険料納入告知額・領収済額通知書
- 社会保険料額情報
- その他の情報

【電子申請に活用可能な情報】

- 被保険者データ



※e-Gov：デジタル庁が運営する総合的な行政ポータルサイト
※マイナポータル：デジタル庁が運営する、行政手続きの検索・電子申請などをワンストップで行うことができるサービス

「オンラインサービス」のメリット



電子申請

- いつでもどこでも申請可能
- 処理が正確で速い
- コスト削減
- 申請時のチェック・データ管理が簡単

オンライン事業所年金情報サービス

- 連絡不要で、定期的に受け取りが可能
- 郵送より早く受け取り・確認が可能
- 電子申請が簡単に
- いつでも確認が可能で、共有も簡単

「オンラインサービス」の利用方法



GビズIDを取得すると、社会保険のほか、各種補助金や営業許可申請等でも、オンラインの行政手続きを利用できます。取得は簡単で、電子申請、オンライン事業所年金情報サービスのどちらも無料で利用可能です。

電子申請

届書作成プログラムはGビズIDで、人事労務管理ソフトや自社システムはGビズIDまたは電子証明書で電子申請できます。

オンライン事業所年金情報サービス

電子申請と組み合わせれば、電子データの受け取りから届書の作成・申請までがオンラインで完了します。

詳細は  **日本年金機構**  **オンラインサービス**  **検索** に掲載しています。

年金に関する情報は公式SNSをご活用ください

日本年金機構では、**令和7年6月5日から、「X」に加え、「Facebook」**のアカウントの運用を開始しています。公的年金制度の周知や各種手続き、送付する通知書など、役に立つ情報を手軽に入手できます。ぜひフォローしてご活用ください！

こんな方におすすめ！

- ✓ 年金制度に関する最新の情報を知りたい
- ✓ 年金の手続きについて知りたい
- ✓ 年金に関する基礎知識を学びたい



X (旧Twitter)

年金制度全般

https://x.com/Nenkin_Kikou



STEP 1

上の二次元コードまたは検索から日本年金機構のアカウントにアクセス



STEP 2

アカウントの「フォロー」ボタンを押下



日本年金機構
@Nenkin_Kikou

※トップ画像は変更する場合があります。



Facebook

年金制度全般

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>



STEP 1

上の二次元コードまたは検索から日本年金機構のアカウントにアクセス



STEP 2

アカウントの「いいね！」ボタンを押下



※トップ画像は変更する場合があります。



日本年金機構
Japan Pension Service



Facebook

検索

に掲載しています。



就業規則の作成義務

特定社会保険労務士 小平 陽子（ドリームサポート社会保険労務士法人）

就業規則は、常時10人以上の労働者を使用する事業場に作成が義務づけられています。就業規則には、労使双方が職場のルールを守ることで労働者が安心して働くことができ、無用なトラブルを防止するという役割があるため、作成義務のない事業場であっても、就業規則を作成しておくことが望まれます。

就業規則の作成対象となる事業場は、次のように考えます。

対象労働者の範囲	正社員のほか、パート・アルバイト等、雇用契約のある人すべて
「常時10人以上」とは	時として10人未満になることがあっても、常態として10人以上の労働者を使用している状態のこと
「事業場」とは	企業単位ではなく、独立した場所ごとに一つの事業場とする

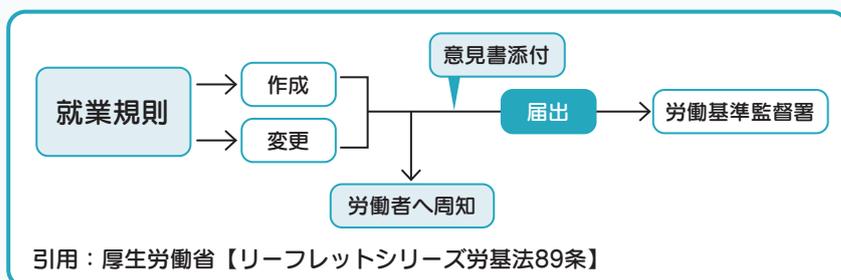


「作成」とは、就業規則を作るだけでなく、労働者への周知と、労働者代表の意見書を添えて労働基準監督署へ届出することまでの一連の手続きをいいます。

就業規則は、労働条件のほか、労使双方が守るべき職務規律などを定めた統一ルールであるため、就業規則を作成または変更するときは、過半数労働組合または労働者の過半数代表者の意見を聴くことが義務づけられています。仮に、就業規則の内容に反対する意見であったとしても、それによって就業規則の効力が変わることはありません。

就業規則は、作成しても労働者に周知しなければ効力が発生しません。周知は、書面で渡す、事業場内の見やすい場所に備え付けまたは掲示する、パソコンなどの機器を設置し、労働者がいつでも内容を確認できるようにする等の方法により行います。

■ 就業規則の作成・変更、届出の流れ



就業規則の必要記載事項

就業規則に記載する内容は次のとおりです。法改正や企業内のルール変更があった際には、そのつど就業規則を改訂することも重要です。

絶対的必要記載事項 (いかなる場合でも必ず記載)	① 始業および終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに交替制の場合には就業時転換に関する事項 ② 賃金の決定、計算および支払いの方法、賃金の締切りおよび支払いの時期並びに昇給に関する事項 ③ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）
相対的必要記載事項 (定めがあれば記載)	① 退職手当に関する事項 ② 臨時の賃金（賞与）、最低賃金額に関する事項 ③ 食費、作業用品などの負担に関する事項 ④ 安全衛生に関する事項 ⑤ 職業訓練に関する事項 ⑥ 災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項 ⑦ 表彰、制裁に関する事項 ⑧ その他全労働者に適用される事項

就業規則の法的な効力

就業規則は法令や労働協約（会社と労働組合との間で結ぶ協約）に違反してはならず、その内容が合理的なものである限り、事業場の法的規範として強い拘束力を持っています。就業規則の内容が雇用契約の内容と異なっている場合、雇用契約の内容のほうが有利な場合はその条件がそのまま適用されますが、就業規則よりも不利な労働条件を定めた雇用契約は、その部分については無効となり、就業規則の定めが優先されます。

優先 法令 > 労働協約 > 就業規則 > 労働契約 **劣後**

*厚生労働省ホームページに「モデル就業規則」が公開されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html

「実務に役立つ！」は、会員向け広報誌『協会だより』でも連載しています

会場型講習会

年金シニアライフセミナー

現役をリタイヤした後のライフプランについて考えます。趣味の楽しみ方や家計の見直しなど、シニア世代だけでなく、若年層にも役立つ内容を盛り込んでいます。シニアライフを充実させるためのヒントが満載です。

- 日時** 10月3日(金) 10時～16時
- 会場** 東京トラック事業健保会館(千代田区)
- 料金** 会員 **1,000円** [一般15,000円]
- 申込締切** 8月15日(金) 15時まで
- 定員** 120名
- 講師** 望月 厚子(望月FP社会保険労務士事務所)
社会保険労務士/ファイナンシャルプランナー

講習会・セミナー ▶ **会場型講習会**

キョードー東京

あの素晴らしい歌をもう一度 コンサート2025東京



- 公演日** 9月26日(金)
- 会場** 東京国際フォーラム ホールA(千代田区)
- 料金** **優待価格** [全席指定/定価 12,000円]
- 申込締切** 8月11日(月)まで

会員特典 ▶ **観劇・コンサートのご優待**

会場型講習会

年末調整の基礎知識

年末調整の重要性や手続き方法等、適切に申告するためのポイントを紹介します。

- 日時** 10月28日(火)
① 9時30分～11時30分
② 13時30分～15時30分
- 会場** 東京トラック事業健保会館(千代田区)
- 料金** 会員 **無料** [一般15,000円]
- 申込締切** 9月29日(月) 15時まで
- 定員** 各回195名 ※①②の内容は同じ
- 講師** 新宿税務署 職員

講習会・セミナー ▶ **会場型講習会**

レジャー施設

FUJIYAMAnetクラブ

「富士急ハイランド」「さがみ湖MORIMORI」など、人気観光スポットのチケットが優待料金で購入できます。会員限定および季節限定プラン、さらなる割引プランもあり、遊びの幅がグッと広がること間違いなし!



- 富士急ハイランド
- 遊園地ぐりんぱ
- ハイランドリゾート ホテル&スパ
- ふじやま温泉
- 河口湖遊覧船「天晴(あっぱれ)」他

会員特典 ▶ **レジャー施設の利用割引**

「社会保険新報」
メルマガ会員の皆様

一般財団法人 東京社会保険協会

入会のご案内

東京社会保険協会は、社会保険制度の普及・発展に寄与し、会員とご家族の健康増進や福利厚生に関する事業を行っています。入会されると、WEBセミナー・会場型講習会の受講(無料)やレジャー・宿泊施設の優待、会員健診等、さまざまな特典がご利用できます。事業所単位での入会となりますので、未加入の事業所はぜひご検討ください。

- **対象** 東京都内における健康保険および厚生年金保険の適用を受けている事業所
- **年会費** 3,500円～(事業所の被保険者数により変動します)

ホームページから
簡単に入会できます!

